


平成25年12月20日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会
会長 安藤 和彦 

枚方市立中宮保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について（答申）

平成25年9月3日付け、子育第534号で諮問のありました枚方市立中宮保育所の民営化に係る社会福祉法人について、下記のとおり選定しましたので答申します。

記

1 法人名

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会

2 選定方法等

別添、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果（中宮保育所）
のとおり

以上

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査結果
(中宮保育所)

平成25年12月20日

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会

1 選定審査会開催状況

平成25年9月3日から11月29日の間で、下記のとおり選定審査会を開催した。

回	日 時	開催内容
第1回	平成25年9月3日(火) 18:30~21:30	運営法人募集要項(案)について 運営法人選定審査会選定基準(案) と選定方法について
第2回	平成25年11月15日(金) 19:00~22:00	運営法人の応募状況について 運営法人の選定方法について 運営法人選定審査について
第3回	平成25年11月29日(金) 9:00~13:30	応募法人プレゼンテーション審査 運営法人の選定について

2 運営法人の募集

市立中宮保育所運営法人の募集については、「枚方市立保育所(中宮保育所)民営化に係る運営法人募集要項」(平成27年4月1日移管分)(以下「募集要項」という。)を定め、募集要項に基づき、選定審査会事務局の子ども青少年部子育て支援室が下記のとおり行った。

(1) 運営法人応募に係る申込書類の配付

平成25年9月13日(金)から10月28日(月)まで

子ども青少年部子育て支援室で配付(市ホームページからも入手可能)

(2) 運営法人募集説明会及び保育所整備予定地見学会

日時:平成25年9月29日(日)9時30分~12時30分

会場:市立中宮保育所、仮設園舎予定地

(3) 運営法人応募に係る申込受付

平成25年10月18日(金)から10月28日(月)まで

子ども青少年部子育て支援室で受付

(4) 応募法人運営保育所見学会

平成25年11月22日(金)12時30分~17時30分

見学を希望する委員が、応募法人の運営する保育所(園)を見学

3 運営法人の応募状況

平成25年10月18日(金)から10月28日(月)までの間で申込受付を行ったところ、2法人から応募があった。応募した社会福祉法人は次のとおりである。

【応募した社会福祉法人一覧】

法人番号	受付日（申請順）	応募法人名	運営保育所（園）名（定員、所在地）
1	平成25年10月25日	社会福祉法人 日本コイノニア 福祉会	久宝まぶね保育園（150人、八尾市） 旭丘まぶね保育園（120人、柏原市） 愛和保育園（26人、枚方市） ハレルヤ保育園（26人、枚方市） 円町まぶね隣保園（60人、京都市） 大宮第2保育所（110人、大阪市）
2	平成25年10月28日	社会福祉法人 清松福祉会	マツガ保育園（110人、枚方市）

4 運営法人の選定

(1) 選定方法

応募法人が2法人であったことから、募集要項10.(3)の規定に基づき、最高点となった法人を以下の方法で選定した。

①書類審査

応募法人から提出された申込書類及び添付書類の内容について審査。

②プレゼンテーション審査

応募法人からプレゼンテーションを受け、内容について審査。

(2) 評価方法

応募法人が提出した書類及びプレゼンテーション内容を審査し、各委員が選定審査表（仮審査用）に採点を行った。各委員の採点結果を仮集計し、仮集計内容について意見交換を行った。

意見交換後、各委員が選定審査表（本審査用）に採点を行い、集計の結果、最高点を獲得した法人を選定した。

(3) 審査結果

上記の審査方法に基づき審査を行ったところ、下記のとおり審査結果となった。

【応募法人審査結果】

法人番号	法人名	得点	得点順位
1	社会福祉法人 日本コイノニア福祉会	495	1
2	社会福祉法人 清松福祉会	477	2

5 選定結果

4の(3)の審査結果により、社会福祉法人 日本コイノニア福祉会が最高点となったことを確認した。

よって、本選定審査会としては、社会福祉法人 日本コイノニア福祉会を市立中宮保育所の運営を移管する法人として選定することとした。

<添付書類>

- 1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）委員名簿
- 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（中宮保育所）
- 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）選定結果

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿
(中宮保育所)

構成人数：7人

委員	構成	氏名	職名等
1号	学識経験を有する者	安藤 和彦	京都文教短期大学教授
		富岡 量秀	大谷大学准教授
2号	社会福祉法人の経理に関する専門的知識を有する者	今西 義行	税理士
3号	民間による運営への移行を決定した保育所の保護者を代表する者	藤井 隆史	枚方市立中宮保育所保護者代表
		向井 龍太	枚方市立中宮保育所保護者代表
4号	枚方市民生委員児童委員を代表する者	平原 一憲	枚方市民生委員児童委員協議会 中宮校区委員長
5号	市民団体を代表する者	中 恒夫	中宮校区コミュニティ協議会会長

(敬称略)

枚方市立保育所（中宮保育所）民営化に係る運営法人募集要項
（平成 27 年 4 月 1 日移管分）

枚方市立保育所の移管により保育所を設置、運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称、所在地、定員等

枚方市立中宮保育所 枚方市中宮山戸町 1 5 - 1 定員 9 0 人
昭和 2 4 年 6 月 3 日開設、敷地面積 2, 0 5 3 m²、建物面積 7 0 1. 0 6 m²、構造 鉄骨造 平屋建 昭和 4 9 年 9 月建築

2. 移管する時期

平成 2 7 年 4 月 1 日

3. 移管条件

(1) 保育所用地について

枚方市は、法人に中宮保育所敷地 2, 0 5 3 m²を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、1 0 年間とし、期間満了前に枚方市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(2) 保育所建物等について

枚方市は、法人に既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。

(3) 保育所整備について

① 新たな保育所の整備

法人は、既設保育所（建物、遊具、安全柵等）を撤去し、現敷地内に新たに保育所を平成 2 8 年 2 月までに整備し、平成 2 8 年 4 月 1 日までに定員を 1 2 0 人とすること。あわせて、保育環境の向上に努めること。

② 仮設保育所の整備

新たな保育所の整備にあたっては、枚方市が指定する用地（以下「仮設保育所用地」という。）に法人が仮設保育所を整備すること。仮設保育所用地は、法人が用地所有者から契約により有償※で貸し付けを受けること。また、仮設保育所用地の貸付期間は、平成 2 7 年 2 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとします。なお、法人は、仮設保育所用地を適切に管理するとともに、貸付期間が終了するまでに、仮設保育所を撤去し、貸付開始前の現状に回復して返還すること。

※仮設保育所用地は P 8 <参考資料 1> 「中宮保育所民営化に伴う施設の位置図等」～P 1 0 用地概況のとおり。

③その他

新たな保育所及び仮設保育所には、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。また、駐車場の整備が困難な場合は、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じること。なお、新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたっては、児童の安全対策・騒音対策など必要な措置を講じること。

(4) 保育所整備のスケジュールについて

平成 2 6 年度 基本・実施設計の作成、補助金の協議、建築確認等の申請、仮設保育所の整備に着手。

平成 2 7 年度 仮設保育所への移転、新たな保育所整備の着手、新たな保育所の利用開始（平成 2 8 年 2 月）、仮設保育所用地の返還（平成 2 8 年 3 月 3 1 日）。

平成 2 8 年度 1 2 0 人定員に変更（4 月 1 日）。

(5) 法律及び関係法令等の遵守について

保育所整備にあたっては、安全対策を図り、関係法令や大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年 4 月 1 日大阪府条例第 1 0 3 号）、枚方市の開発事業などの手続きに関する条例等を遵守するとともに、別途、枚方市と協議すること。

(6) 保育所整備に係る補助について

保育所整備に係る補助については、P 1 1 <参考資料 2> 枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱に基づき、枚方市が国の施設整備交付金等に係る基準により算出した額に国の補助基準額の 4 分の 1 に相当する額を加え、補助します。

(7) 法人の負担について

水道、下水道及びその他電気・ガス等に係る手続き及び費用、また、敷地内工事に係る手続き及び費用については法人負担とします。

(8) シックハウス対策について

施設整備に際し使用する建材や家具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。

(9) 保育所整備に係る保護者等への説明について

保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応すること。

(10) 協定書の締結について

法人は、枚方市と移管に関する協定書を締結するものとする。また、締結する

協定書に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。

4. 応募資格及び条件

(1) 平成25年9月1日現在で、以下のいずれかの条件を満たしていることとします。

①児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。

②児童福祉法第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していること。

(2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容（行事を含む）を引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。

(7) 施設長は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(8) 保育所運営について

①定員は90人とすること。ただし、平成28年4月1日までに、120人定員とすること。

② 開所時間は午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持することとし、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討すること。

③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。

④独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。

⑥保育所運営については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日大阪府条例第103号）及び関係法令、通知等を遵守すること。ただし、職員配置については、本要項の「4（10）職員について」によるものとします。

⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。

(9) 保育内容等について

①保育内容については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。

②障害児保育を実施すること。

- ③中宮保育所で提供していた給食を基本とすること。さらに、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
- ④健康診断については、内科健診、ぎょう虫検査及び尿検査を年2回、歯科健診を年1回実施すること。
- ⑤地域子育て支援事業をP14<参考資料3>枚方市安心子育て応援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。
- ⑥新たな保育所利用開始後、概ね1年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、計画的な職員研修の実施など、積極的に保育の質の向上に努めること。
- ⑦その他、園行事、給食（完全給食の実施）、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。

(10) 職員について

- ①保育士の配置については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日大阪府条例第103号）を遵守するほか、P18<参考資料4>枚方市私立保育所運営費補助金要綱に基づき1歳児は児童5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。
- ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。
- ③看護師を配置すること。また、「保育対策等促進事業について」（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。
- ④中宮保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討すること。
- ⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。
- ⑥P25<参考資料5>大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等について

- ①枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。
- ②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、期間終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。
- ③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、中宮保育所を訪問し、保育内容等の確認（年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含む）を行うとともに、中宮保育所の保育士と引き継ぎのための保育（以下、「共同保育」という。）の実施計画作成の協議を行

うこと。

- ④平成27年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置すること。
- ⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。
- ⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。
- ⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。※枚方市の負担額は、枚方市非常勤職員（保育士）賃金を基に3か月間、6人分とします。

(12) その他

- ①保育所名については、「中宮」の名称を残すこと。また、クラス名についても現在、使用しているクラス名を残すこと。
- ②保育所内に設置されている卒園製作の記念物等を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。
- ③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。
- ④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。
ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。
- ⑤中宮保育所の保護者が、法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。
- ⑥保育所設置申請等の手続きについては法人が行い、費用は法人の負担とする。
- ⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。
- ⑧家庭及び地域と連携して保育が展開されるよう配慮すること。

5. 保育所運営申込書等の配布

- (1) 配布日時：平成25年9月13日（金）から10月28日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
※土、日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室（市役所別館1階）
※保育所運営申込書等は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成25年10月18日（金）から10月28日（月）まで午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て支援室（市役所別館1階）
- (3) 項目8.「説明会の開催及び現地見学会」に参加していることが申し込み条件となります。
- (4) 申し込みにあたっては、保育所運営申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：12部（正本1部、写し11部）
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された保育所運営申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします

7. 提出書類

別紙「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 説明会の開催及び現地見学会について

本件募集に当たり、説明会等を次のとおり開催します。

◇日 時：平成25年9月29日（日）午前9時30分から

◇場 所：枚方市立中宮保育所（枚方市中宮山戸町15-1）（説明会は遊戯室にて実施し、その後、見学会を実施します。）

◇集 合：枚方市役所別館南玄関前に午前9時10分までに集合して下さい。市が用意する公用車で現地まで案内します。また、直接現地に集合する場合は、午前9時30分までに中宮保育所に集合してください。なお、現地には、駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してください。

※応募を予定している法人は必ず説明会等に参加してください。参加申し込みは平成25年9月27日（金）午後6時までに、1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。また、当日、自動車を利用される場合は、その旨をあわせてお知らせ願います（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません）。

9. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、10月8日（火）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、10月15日（火）までに、枚方市のホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス hoiku@city.hirakata.osaka.jp

10. 選定及び決定等

- (1) 選定は、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション後、ヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね30分程度）。また、その内容については会議録として、後日、公表します。
- (3) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (5) 選定結果については、書面で通知します。また、法人決定後、市のホームページで公表します。
- (6) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。
- (7) 本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例に基づき公開します。
- (8) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、保護者等への説明資料として活用します。

11. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て支援室

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

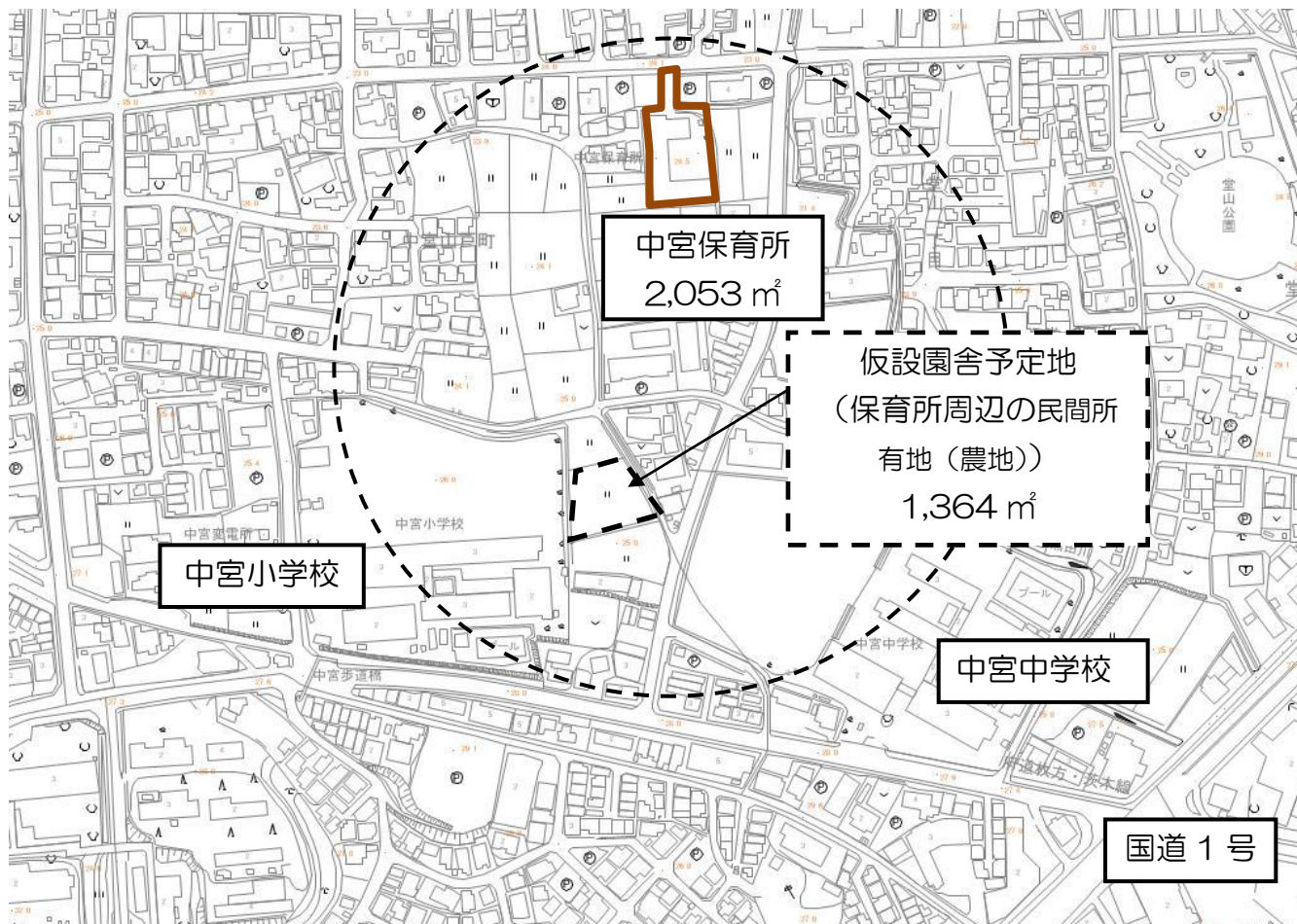
TEL 072-841-1221 内線3276

FAX 072-841-4319

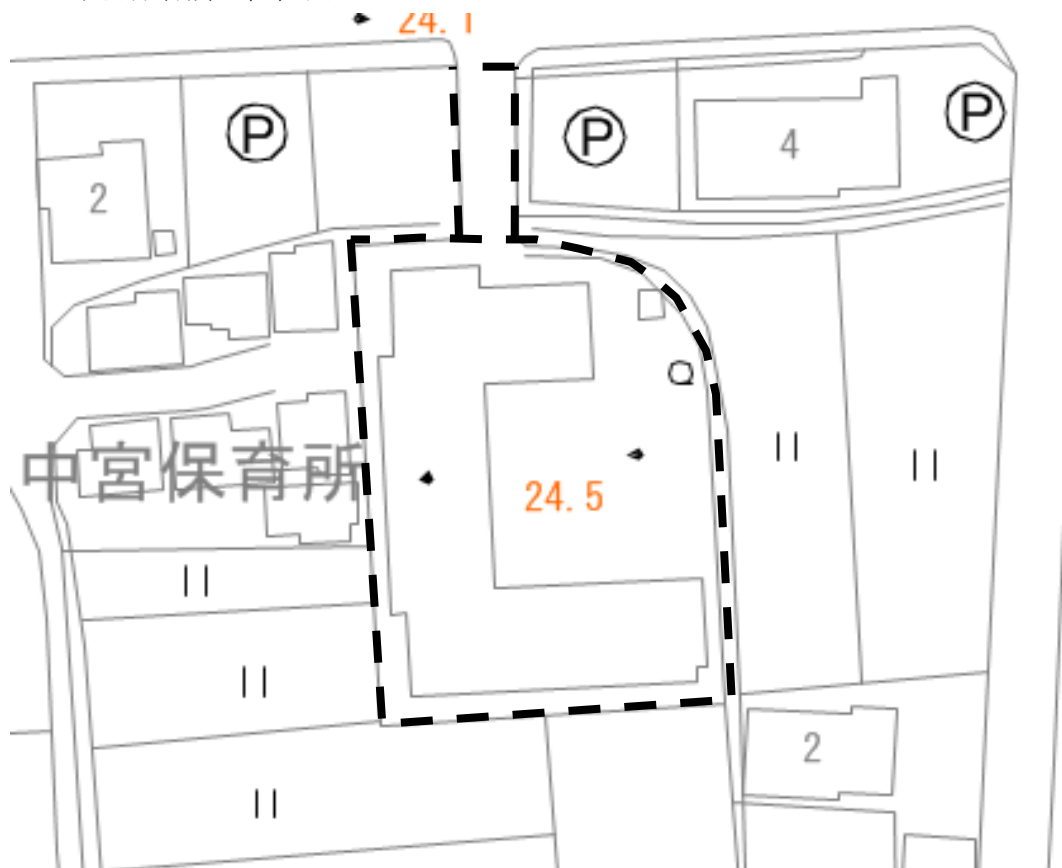
メールアドレス hoiku@city.hirakata.osaka.jp

〈参考資料1〉

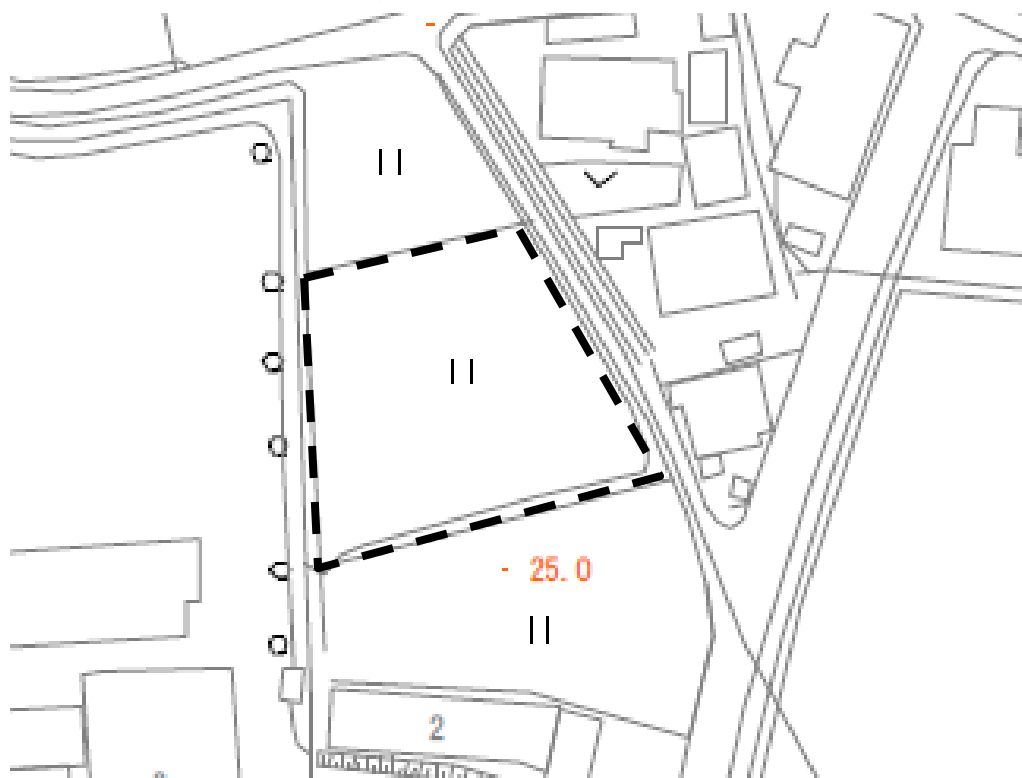
1. 中宮保育所民営化に伴う各施設位置図



2. 中宮保育所 位置図



3. 民地（仮設保育所用地）位置図



用地概況

	中宮保育所	仮設保育所用地
所有者	枚方市	個人
住 所	中宮山戸町 1 5 - 1	中宮山戸町 1 9 6 3 番 1
敷地面積	2, 0 5 3 m ²	1, 3 6 4 m ²
用途地域	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
建ぺい率	6 0	6 0
容積率	2 0 0	2 0 0
防火地域	準防火地域	準防火地域
高度地区	第二種高度地区	第二種高度地区
賃料等	無償	有償 法人決定後、土地所有者と協議を行い、契約締結をもって金額の決定をすること。 賃借期間 平成 2 7 年 2 月 1 日から 平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

<参考資料 2>

枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金交付要綱

平成 24 年 9 月 24 日制定
枚 方 市 要 綱 第 92 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公立保育所民営化計画（中期計画）に基づき民間による運営に移行した保育所（以下「民営化保育所」という。）を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内において枚方市立保育所民営化に係る施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、民営化保育所の施設及び設備の整備（民間による運営への移行に伴い必要となったものに限る。）のうち、国庫補助が行われるものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、民営化保育所を運営する社会福祉法人とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額の上限は、1 の保育所につき、当該補助対象事業に係る国庫補助の算定の基準となる額とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該交付の申請に係る事項について修正を加えて、交付決定をすることがある。

(交付の条件)

第 7 条 市長は、交付決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに、その内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受け取った場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げは、決定通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の遂行等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び交付決定に付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、かつ、他の目的に流用してはならない。

2 補助事業者は、民営化保育所の施設及びその運営が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）その他保育所の設置運営に関して厚生労働省が示す基準に適合するようにしなければならない。

(事故報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実地調査等)

第13条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、1の年度における補助事業の完了後、遅滞なく、補助事業の成果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助事業に要した経費の内訳を記載した書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条第1項の報告書の提出があった場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたとき

は、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

(1) 補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 補助事業の成果が不良と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じられた者が返還すべき額の全部又は一部を返還しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、当該返還すべき額を限度としてその交付を停止するものとする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(様式)

第19条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、第16条から第18条までの規定は、平成28年4月1日以後も、なお効力を有する。

<参考資料 3>

枚方市安心子育て応援事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日制定
枚 方 市 要 綱 第 23 号

(目的)

第1条 この要綱は、安心子育て応援事業を実施する私立保育所の設置者に対し、安心子育て応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域に密着した保育所として求められる保育・子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置したものをいう。

(2) 安心子育て応援事業 次に掲げる事業をいう。

イ 保育所内外（保育所及び保育所近隣の地域をいう。以下同じ。）で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業

ロ 枚方版ブックスタート事業（児童の1歳の誕生月に、当該児童とその保護者に対し、読み聞かせ及び絵本の無料配付を行う事業をいう。以下同じ。）

ハ 地域の気になる子ども（保育の実施に関する要綱第9条第1号又は第2号に該当する児童（これらに準ずる状況にあると市長が認める者を含み、同条の規定による保育の実施の決定を受けている者を除く。）、被虐待児等をいう。以下同じ。）及びその家庭を支援する事業

ニ 絵本とのふれあい事業（就学前の児童及びその保護者を対象に絵本の読み聞かせ及び貸出しを行う事業をいう。以下同じ。）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、安心子育て応援事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、私立保育所の設置者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在すること。

(2) 第2条第2号イに規定する事業を実施すること。

(3) 安心子育て応援事業に従事する保育士等を雇用すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の中欄本文に定める補助対象経費から同表の左欄に掲げる補助事業に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の右欄に定める算定基準により算定した額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をすることがある。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定に基づき交付決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定に基づき交付決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受け取った場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、決定通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第11条 決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な場合を除く。）をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、決定通知を受け取った日以後速やかに、所定の概算払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の概算払請求書の提出があったときは、補助事業者に対し、補助金を概算払により交付するものとする。

(補助事業の遂行等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び交付の決定に付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、かつ、他の目的に流用してはならない。

2 補助事業者は、私立保育所の施設及び運営が大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）その他大阪府の示す基準に適合するようにしなければならない。

(事故報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実地調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、1の年度における補助事業の完了後、遅滞なく補助事業の成果を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、補助事業に要した経費の内訳を記載した書類を添付しなければならない。

(確定)

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該額を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第12条第2項の規定に基づき交付した額が前項の規定により確定した額を超えているときは、補助事業者にその差額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (3) 補助事業の成績が不良と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(補助金の返還等)

第19条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じられた者が返還すべき額の全部又は一部を返還しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、当該返還すべき額を限度としてその交付を停止するものとする。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(様式)

第21条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市安心子育て応援事業補助金交付要綱（平成21年枚方市要綱第48号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

補 助 事 業	補 助 対 象 経 費	算 定 基 準
(1) 保育所内外で定期的に実施する子育てに係る相談及び指導等を行う事業	補助事業の欄第1号から第5号までに規定する事業に要する経費。ただし、同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）に規定する事業に従事する保育士等の雇用に係る経費以外の経費の同欄第1号から第5号まで（第4号を除く。）に規定する事業に要する経費に占める割合は、4分の1以内とする。	(1) 補助事業の欄第1号から第5号までに規定する事業の全てを実施する場合 1施設当たり年額2,100,000円
(2) 枚方版ブックスタート事業		(2) 補助事業の欄第1号、第2号、第3号及び第5号に規定する事業の全てを実施する場合（前号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,600,000円
(3) 地域の気になる子ども及びその家庭を支援する事業		(3) 補助事業の欄第1号及び第4号に規定する事業に加え、同欄第2号、第3号又は第5号に規定する事業のうちの1以上を実施する場合（前2号に該当する場合を除く。） 1施設当たり年額1,100,000円
(4) 絵本とのふれあい事業		
(5) 前各号に掲げるもののほか、地域の子育て家庭を対象とした子育て支援事業		
		(4) 補助事業の欄第1号に規

		定する事業に加え、同欄第2号、第3号又は第5号に規定する事業のうちの1以上を実施する場合（前3号に該当する場合を除く。） ○1施設当たり年額600,000円
--	--	--

<参考資料4>

枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日制定
枚 方 市 要 綱 第 21 号

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所の設置者に対し、予算の範囲内において、私立保育所運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を交付することにより、私立保育所における保育内容の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、同法第35条第4項の規定により市町村以外の者が設置したもののうち、その定員が45人以上のものをいう。

(補助事業)

第3条 運営費補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する私立保育所の運営とする。

(補助対象者)

第4条 運営費補助金の交付を受けることができる者は、市内に所在する私立保育所の設置者とする。

(運営費補助金の額)

第5条 運営費補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費から当該補助種別に係る保護者の負担額その他市長が指定する収入を控除した額と同表の算定基準の欄に定める算定基準により算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額の合計額とする。

2 前項の運営費補助金の額は、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに、それぞれ同表の補助要件の欄に定める補助要件を備えているものについて算定するものとする。

(交付の申請)

第6条 運営費補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、運営費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の運営費補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の運営費補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、運営費補助金を交付すべきものと認めたときは、運営費補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、運営費補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該交付の申請に係る事項について修正を加えて、運営費補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をすることがある。

(交付の条件)

第8条 市長は、交付決定をする場合においては、運営費補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、交付決定をしたときは、速やかに、当該交付決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知（以下「決定通知」という。）を受け取った場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、運営費補助金の交付の申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、当該申請に係る決定通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第11条 決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合には、市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(概算払による交付)

第12条 運営費補助金は、交付決定後、6月、9月、12月及び翌年の3月に概算払により交付するものとする。

2 補助事業者は、決定通知を受け取った日以後、速やかに、補助金交付請求書（概算払）

を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行等)

第13条 補助事業者は、運営費補助金の交付の目的及び交付決定に付された条件その他この要綱に従って運営費補助金を使用し、かつ、他の目的に流用してはならない。

2 運営費補助金は、施設ごとの経理区分の収入とし、別表の補助種別の欄に掲げる補助種別ごとに同表の補助対象経費の欄に定める補助対象経費に充てるものとして経理しなければならない。

3 補助事業者は、私立保育所の施設及び運営が大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第103号）その他大阪府の示す基準に適合するようにしなければならない。

(事故報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実地調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地に調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることがある。

(実績報告書)

第16条 補助事業者は、1の年度における補助事業の完了後、遅滞なく、補助事業の成果を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、決算報告書並びに同書類に係る試算表及び附属明細書を添付しなければならない。

(確定)

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、運営費補助金の額を確定し、当該額を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により交付した額が前項の規定により確定した運営費補助金の額を超えているときは、補助事業者にその差額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は運営費補助金の全部若しくは一部の交付を停止することがある。

(1) 補助事業者が偽りその他不正な手段により運営費補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

(3) 補助事業の成果が不良と認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(運営費補助金の返還等)

第19条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に運営費補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者はその返還を命ずることがある。

2 市長は、前項の規定により運営費補助金の返還を命じられた者が返還すべき額の全部又は一部を返還しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、当該返還すべき額を限度としてその交付を停止するものとする。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、運営費補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び証拠書類を当該運営費補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(様式)

第21条 この要綱で使用する運営費補助金交付申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の運営費補助金について適用し、平成24年度までの年度分の運営費補助金については、なお従前の例による。
- 3 枚方市私立保育所運営費補助金交付要綱（平成24年枚方市要綱第95号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 市長は、この要綱による補助金交付制度に対する国又は大阪府の補助制度の見直し又は廃止が行われたときは、その交付状況、社会状況の変化等を勘案し、この要綱による補助金の交付の必要性について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

別表（第5条、第13条関係）

補助種別	補助要件	補助対象経費	算定基準															
嘱託医手当加算	嘱託医又は嘱託歯科医を設置し、児童の健康診断を実施していること。	運営費交付額を超えて支出する嘱託医手当、嘱託歯科医手当及び児童の健康診断の実施に要する経費	1施設当たり年額107,200円															
運営費補助	<p>次の各号の要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 運営費交付額を超えて事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費を支出していること。</p> <p>(2) 運営費交付基準を超えて保育士等を雇用していること。ただし、当該保育士等に係る総雇用時間数が正規保育時間数以上でなければならない。</p> <p>(3) 運営費交付基準を超えて看護師等その他市長が認める職員を雇用していること。ただし、病児・病後児保育事業費補助の項の補助要件の欄第1号に該当するものとして同項の補助を受けるときは、運営費補助について、それらの職員を雇用していないものとみなす。</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 保育に直接必要と認められる保育材料等の購入費、児童の環境衛生の維持及び健康管理に要する経費、園外保育及び特別行事の実施に要する経費、事務処理に要する経費、施設管理に要する経費その他保育所の運営に要する経費（給食材料の購入費を除き、運営費交付額を超えて支出するものに限る。）</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 運営費交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費</p> <p>(3) 補助要件の欄第3号の要件を満たしている場合 運営費交付基準を超えて雇用している看護師等その他市長が認める職員の人件費</p>	<p>次の表の左欄に掲げる定員の区分に応じ、同表の中欄に定める基準額（年額）。ただし、事務処理に要する経費については、同表の右欄に定める限度額を超えることができない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員の区分</th> <th>基準額（年額）</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45人以上60人未満</td> <td>8,680,000円</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>60人以上90人未満</td> <td>10,480,000円</td> <td>2,720,000円</td> </tr> <tr> <td>90人以上120人未満</td> <td>11,380,000円</td> <td>3,080,000円</td> </tr> <tr> <td>120人以上</td> <td>12,580,000円</td> <td>3,560,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本市配置基準を満たしていない場合又は本市配置基準を超えていない場合（本市配置基準の保育士の数と当初配置基準の当該数とが等しい場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）から1,680,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。</p> <p>2 31人以上の1歳児の保育を実施し、かつ、本市配置基準を満たしている場合（本市配置基準の保育士の数から当初配置基準の当該数を差し引いた数が2である場合に限る。）は、この表の中欄の基準額（年額）に1,680,000円を上限として市長が定める額を増額するものとする。</p> <p>3 看護師等その他市長が認める職員を雇用していない場合は、この表の中欄の基準額（年額）から2,000,000円を上限として市長が定める額を減額するものとする。</p>	定員の区分	基準額（年額）	限度額	45人以上60人未満	8,680,000円	2,000,000円	60人以上90人未満	10,480,000円	2,720,000円	90人以上120人未満	11,380,000円	3,080,000円	120人以上	12,580,000円	3,560,000円
定員の区分	基準額（年額）	限度額																
45人以上60人未満	8,680,000円	2,000,000円																
60人以上90人未満	10,480,000円	2,720,000円																
90人以上120人未満	11,380,000円	3,080,000円																
120人以上	12,580,000円	3,560,000円																
病児・病後児保育事業費補助	<p>次の各号の要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施していること。</p> <p>(2) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を実</p>	<p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の実施に要する経費</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 病児・病後児保育事業（体調不良児対</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額</p> <p>(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額4,310,000円。ただし、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額2,150,000円とする。</p> <p>(2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 1施設当たり年額1,000,000円</p>															

	施すること。ただし、1施設につき1回限りとする。	応型)を実施するために必要な設備の整備等に要する経費	
開所時間推進費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 通常の開所時間が11時間15分を超えていること。 (2) 運営費交付基準を超えて保育士等を雇用していること。 (3) 前号の保育士等のうち、少なくとも1人は、正規保育時間数以上勤務する保育士であること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。	運営費交付基準を超えて雇用している保育士等の人件費	1施設当たり年額4,553,000円
障害児保育補助	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていること。 (1) 保育士等の人件費 次の要件をいずれも満たしていること。 イ 市長、関係機関及び保護者との協議に基づき障害児の保育を実施し、かつ、当該障害児の保育のための保育士を加配していること。 ロ 障害児のいるクラスを担当する者が、児童福祉法第18条の6に規定する保育士となる資格を有していること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。 (2) 障害児保育に係る環境改善の実施に要する経費 特児1級児又は特児2級児の保育を実施している場合に	(1) 補助要件の欄第1号の要件を満たしている場合 障害児の保育のために加配された保育士等の人件費 (2) 補助要件の欄第2号の要件を満たしている場合 障害児の保育に必要な設備の整備及び軽微な改修並びに障害児用の大型遊具の設置、更新等に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 当該障害児のために保育士等を雇用している場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額 イ 特児1級児に係るもの 当該障害児1人当たり年額3,000,000円（勤務時間が就業規則上の週所定労働時間を満たさない保育士等である場合については、当該障害児1人当たり月額170,000円を基に算定した額） ロ 特児1級児以外の障害児に係るもの 当該障害児1人当たり年額1,500,000円 (2) 障害児保育に係る環境改善を実施した場合 1施設当たり年額1,000,000円

	において、当該障害児の保育に必要な設備の整備若しくは軽微な改修又は障害児用の大型遊具の設置、更新等の環境改善を実施すること。		
延長保育事業費補助	延長保育促進事業を実施していること。	延長保育促進事業の実施に要する経費のうち、開所時間（当該開所時間が11時間以上の場合に限る。）を超えて実施する延長保育に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 基本分 1施設当たり月額115,000円 (2) 加算分 対象児童の数から6人を控除した児童数に月額5,000円を乗じて得た額
食物アレルギー対策費補助	次の各号の要件をいずれも満たしていること。 (1) 食物アレルギー児童の保育を実施していること。 (2) 食物アレルギー児童のために加配調理員を雇用していること。	運営費交付基準を超えて雇用する加配調理員の人件費	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 (1) 定員90人以下の施設において6人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は定員91人以上の施設において3人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合 1施設当たり月額71,250円 (2) 牛乳、卵及び大豆製品のいずれにもアレルギー症状を呈する2人以上の食物アレルギー児童の保育を実施している場合又は食物アレルギーによりアナフィラキシー等の症状を呈すると認められる児童の保育を実施している場合 1施設当たり月額71,250円
夜間保育事業費補助	夜間保育推進事業を実施していること。	夜間保育推進事業の実施に要する経費	1施設当たり年額2,480,000円。ただし、夜間保育推進事業の実施期間が6月未満の場合は、1施設当たり年額1,240,000円とする。

備考

- 1 嘱託医手当加算の項及び運営費補助の項における「運営費交付額」とは、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日付け厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）及びその関連通知に準じて市長が定める額をいう。
- 2 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項及び食物アレルギー対策費補助の項における「運営費交付基準」とは、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について及びその関連通知に定める基準をいう。
- 3 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項及び障害児保育補助の項における「保育士等」とは、実際に保育に従事する者をいう。
- 4 運営費補助の項、開所時間推進費補助の項及び備考6の規定における「総雇用時間数」及び「正規保育時間数」とは、それぞれ市長の定める時間数をいう。
- 5 運営費補助の項における「看護師等」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第5項（同法第14条第3項において準用する場合を含む。）に規定する保健師免許証、看護師免許証又は准看護師免許証の交付を受けた者をいう。
- 6 運営費補助の項における「本市配置基準」とは、1歳児を担当する保育士（総雇用時間数が正規保育時間数以上である場合の当該保育士に限る。以下同じ。）の数が、1歳児の数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）であることをいう。
- 7 運営費補助の項における「当初配置基準」とは、1歳児を担当する保育士の数が、1歳児の数を6で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをいう。
- 8 運営費補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「1歳児」とは、当該年度の前年度の末日の年齢が1歳である者をいう。

- 9 病児・病後児保育事業費補助の項における「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」とは、保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日付け雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）をいう。
- 10 開所時間推進費補助の項、障害児保育補助の項並びに備考6及び備考7の規定における「保育士」とは、児童福祉法第18条の4に規定する保育士のうち、実際に保育に従事する者をいう。
- 11 障害児保育補助の項における「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。
- 12 障害児保育補助の項における「特児1級児」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級に認定されている障害児を、「特児2級児」とは、同項に規定する2級に認定されている障害児をいう。
- 13 延長保育事業費補助の項における「延長保育促進事業」とは、保育対策等促進事業の実施についてに定める延長保育促進事業をいう。
- 14 延長保育事業費補助の項における「対象児童」とは、その保護者の申請に基づき、市長が定める基準により延長保育促進事業の対象として市長の認定を受けた者をいう。
- 15 食物アレルギー対策費補助の項における「食物アレルギー児童」とは、市長が定める食品に起因する食物アレルギーの症状を呈する児童で、医師が作成する食物アレルギーの診断書又は指示書を市長に提出し、市長の認定を受けた者をいう。
- 16 食物アレルギー対策費補助の項における「加配調理員」とは、食物アレルギー児童のために食事制限又は代替給食を実施するために加配した調理員をいう。ただし、調理師免許の有無を問わない。
- 17 夜間保育事業費補助の項における「夜間保育推進事業」とは、保育対策等促進事業の実施についてに定める夜間保育推進事業をいう。

<参考資料5>

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。

ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。

(2)(1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

5. 報 告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式 1 により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。

なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。

- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」（別紙様式 2）を研修実施の 1 ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」（別紙様式 3）により大阪府知事あて報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 7 日より施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正施行する。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定結果

別添3

要求事項	配点ウェイト	法人1	法人2
1. 応募法人の経営等に関する事項	12.0%	66	57
(1) 経営方針及び応募の動機・目的 ①設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている。 ②申請時において、保育所の運営実績が10年以上ある。 ③応募の動機や目的が市の民営化方針を踏まえ示されている。	4.0%	21	19
(2) 資金計画 ①過去3年間の経営状態が安定している。 ②保育所整備資金が確保できている。 ③保育所運営のための運転資金が確保できている。	8.0%	45	38
2. 保育所運営に関する事項	21.0%	115	103
(1) 保育理念・保育方針 ①保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっている。 ②保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ、適切なものとなっている。	4.0%	20	18
(2) 保育所運営事項 ①保育所定員を90人定員としている。ただし、平成28年4月1日までに、120人定員としている。 ②0、1、2歳で定員の4割を超え、かつ、地域の待機児童等の動向を踏まえた定員設定となっている。 ③開所時間が7時から19時となっている。 ④19時を超える延長保育が提案されている。 ⑤保育所休所日が、日・祝・年末年始となっている。 ⑥(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入を予定している。	9.0%	51	48
(3) 危機管理体制及び安全対策 ①災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、不法侵入者対策や各種マニュアル整備されている。	2.0%	10	12
(4) 苦情対応 ①苦情解決責任者及び苦情受付担当者が設置されている。 ②苦情解決に係る第三者委員会の設置が予定されている。	4.0%	24	17
(5) 外部監査 ①大阪府等の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられている。	2.0%	10	8
3. 保育内容等に関する事項	19.0%	92	87
(1) 保育内容 ①保育課程、指導計画を作成し、計画に基づき保育を行うこととされている。 ②子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育内容に創意工夫を行っている。 ③障害児保育に取り組んでいる。 ④障害児保育に係る人材配置や研修及び適切な環境整備が提案されている。 ⑤中宮保育所で提供していた給食を基本としている。アレルギー対応について除去食や代替食等の対応がされている。 ⑥内科健診、ぎょう虫、尿検査が年2回以上、歯科健診が年1回以上予定されている。	12.0%	62	53
(2) 多様な保育ニーズ、地域との交流等に係る提案 ①地域子育て支援事業(例、枚方市安心子育て応援事業)等が予定されている。 ②上記の事業の他、園行事、給食、食育、児童の健康管理等について独自の企画提案がなされている。	4.0%	16	20
(3) 保育の質の向上 ①福祉サービス第三者評価を受けることとされている。 ②職員の研修等資質の向上に向け、積極的に取り組んでいる。	3.0%	14	14

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定結果

別添3

要求事項	配点ウェイト	法人1	法人2
4. 職員体制に関する事項	12.0%	61	64
(1) 法人代表者及び施設長予定者は、社会福祉事業や保育に対する熱意と識見を持っている。 (2) 保育士配置基準は国・府基準等を遵守。さらに1歳児の保育士配置基準が、児童5人に対し保育士1人とされている。 (3) 保育体制は、保育士の年齢や経験年数を配慮した構成となっている。 (4) 看護師の配置が予定されている。 (5) 病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施を予定されている。 (6) 公正採用選考人権啓発推進員の設置が予定されている。			
5. 引継ぎに関する事項	16.0%	70	72
(1) 必要に応じ保護者説明会の開催が予定されている。 (2) 三者懇談会の設置が予定されている。 (3) 保育所名やクラス名を引き継ぐこととしている。 (4) 1年前より年中行事等の参加（障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認など含む）を予定している。 (5) 共同保育期間中の職員体制が確保されている。 (6) 共同保育期間中に個人懇談会が予定されている。 (7) 運営移管後、市職員による民営化後の保育の確認に協力的である。 (8) 中宮保育所の保育を引き継ぐことについて、理解し、誠実に取り組もうとしている。			
6. 保護者への対応に関する事項	6.0%	30	28
(1) 保護者及び地域への対応について誠意が感じられる。 (2) 現行より保護者負担が増えないようにしている。 (3) 保護者の保育所見学に対し、協力的である。			
7. 保育所整備計画に関する事項	14.0%	61	66
(1) 新たな保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっている。 (2) 仮設保育所の整備が、国・府基準等の関係法令を順守した整備計画となっている。 (3) 子どもの視点に立った施設整備計画となっており、安全対策等の措置が図られている。 (4) 園の駐車場で対応できない場合は、近隣の駐車場を借り上げなどが提案されている。 (5) 朝・夕の送迎時に警備員を配置することが予定されている。			
得点合計 ※全委員の配点合計(700点満点)	100.0%	495	477

評価内容

法人1	個人の尊厳を守りつつ、一人一人のニーズにこたえるという人権意識とサービス精神を持って、複数の保育所を運営されており、経営面においても優れている。民営化に際し熱意があり、障害の状況を把握し、ソーシャルインクルージョンの考えに基づき対応する保育は安心感がある。さらに、乳児の発達に応じた個別保育計画による保育や、保育時間の延長、適切な保険制度への加入、遠方の保育所への見学に際し法人バスの利用など様々な提案がされている。施設整備においては、省エネ対策や保育・子育て支援に関する多機能な保育室等の設置、駐車場対策として近隣の用地の借上げなどの工夫をされている点などから、他の法人よりも総合的に優れた提案内容であると評価できる。
法人2	社会・地域における福祉の発展・充実に寄与するため、公益性の高い組織として事業を実施するという経営方針や、たくさんの行事・体験を基に、基本的な生活習慣を身につけるなどの保育理念に沿って、安定した保育所の運営がされており、適切な保険制度への加入、様々な時間帯や事象を想定した安全対策、延長保育時における先生の引き継ぎの考え方などについて提案されている。さらに、障害児保育や、アレルギー児への対応や食育を含めた給食の提供、現状の課題解決や菜園など食育の推進にも寄与する用地取得も想定した施設整備の考え方などについて工夫されている点などが評価できる。